

## 鶴見大学研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱い規則

平成 23 年 10 月 1 日

制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鶴見大学及び鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究費等の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「研究費等」とは、鶴見大学研究費規程に定める研究費、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。

2 この規則において「不正使用」とは、実体を伴わない謝金、給与又は旅費の請求、架空請求による業者への預入金等本学の規程及び法令等に違反して研究費等を使用することをいう。

3 この規則において「研究者等」とは、本学の教職員その他本学の研究費等を使用するすべての者をいう。

(不正使用に関する通報)

第 3 条 不正使用（不正使用の疑いを含む。以下この条から第 6 条までにおいて同じ。）があると思料する者は、鶴見大学公的研究費取扱規程第 23 条に規定する告発窓口（以下「告発窓口」という。）に通報及び情報提供（以下「通報」という。）するものとする。

2 報道機関、学会その他の機関等から、不正使用の公表、指摘又は調査の依頼があったときは、告発窓口に通報があったものとみなし、本規則により取り扱うものとする。

3 告発窓口が自らの職務において不正使用を知り得たときは、前項と同様に取り扱うものとする。

4 告発窓口は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正使用の態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知、報告は告発窓口を通じて行うものとする。

5 告発窓口は、匿名による通報があったときは、研究者等の不正使用の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知、報告は行わないものとする。

(報告等)

第 4 条 告発窓口不正使用に関する通報があったときは、次条に規定する委員会の委員に報告し、委員会の委員は速やかにその旨を学長（以下「最高管理責任者」という。）に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について事前調査が必要であると認めたときは、関連する部局の長（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）に事前調査を行わせることができるものとする。

3 関連する部局のコンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者から事前調査を行うよう指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、事前調査終了後は、速やかにその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前 3 項の報告に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

5 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を当該配分機関に報告するものとする。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとするものとする。

(調査委員会の設置及び調査)

第5条 最高管理責任者は、前条の調査の実施を決定したときは、研究費等の不正使用に係る調査委員会(以下「委員会」という。)において速やかに事実関係を調査させなければならない。

2 委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、最高管理責任者が指名する教員をもって当てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって当てる。

(1) 委員長が指名する教員 若干名

(2) 財務部長

(3) 教育研究支援センター事務部長

(4) 学外の弁護士又は公認会計士等 若干名

(5) その他委員長が必要と認めた者 若干名

6 前項第4号の委員は、本学並びに通報者及び非通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(守秘義務)

第6条 委員会の構成員その他この規則に基づき不正使用の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査の実施)

第7条 委員会は、調査の実施に際し、調査対象の研究者等(以下「対象研究者等」という。)に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

2 委員会は、関連する部局コンプライアンス推進責任者に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

3 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いを受けない。

4 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、対象研究者等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないように取り扱うこととする。

5 委員会は、必要に応じて、対象研究者に対し、調査対象制度の研究費の一時的な使用停止を命ずることがある。

6 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について当該配分機関等に報告、協議しなければならない。

(調査への協力等)

第8条 対象研究者等は、委員会による事実の究明に協力し、虚偽の申告をしてはならない。

(意見聴取)

第9条 委員会は、裁定を行うに当たっては、あらかじめ通報者及び対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

2 通報者及び対象研究者等は、調査内容の通知日から30日以内に委員会に意見を提出することがで

きるものとする。この場合において、通報者及び対象研究者等から意見の提出又は意見がない旨の申し出があったときは、委員会は、30日を経過する前であっても次条に規定する裁定を行うことができる。

(裁定)

第10条 委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について裁定を行い、その結果を報告書にまとめ、当該配分機関に報告する前に最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、通報者、対象研究者等や構成員に対し、調査結果（裁定を含む。以下同じ。）を通知するものとする。

(懲戒及び処分手続き)

第11条 この規則に基づく調査が行われ、不正を裁定された対象研究者等に対しては、鶴見大学職員就業規則第67条及び第68条の手続きに従うものとする。

(異議申立て)

第12条 通報者及び対象研究者等は、調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に異議申立てを行うことができるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、異議申立ての趣旨が委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により委員会の委員を変更することができるものとする。

3 前項の再調査の指示があったときは、委員会は速やかに再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を通報者、対象研究者等及び委員会に通知するものとする。

5 最高管理責任者は、第2項により再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者及び委員会に通知するものとする。

6 通報者及び対象研究者等は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第13条 委員会の委員長は、第10条による調査結果の裁定通知後、通報者及び対象研究者等から異議申立てがなく、その内容が確定したとき、若しくは前条第2項による異議申立てに対し、同条第4項又は第5項の決定が行われたときは、報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について当該配分機関に報告、協議しなければならない。

3 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

4 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに裁定し、当該配分機関に報告するものとする。

5 当該配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出するものとする。

6 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(措置)

第 14 条 最高管理責任者は、不正使用があったと認めるときは、その調査結果を調査に関係した者に通知するとともに、関係機関に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、当該研究機関から不正使用に係る資金の返還命令を受けたときは、当該額を返還させるものとする。

3 最高管理責任者は、不正使用が認められなかったときは、その旨を調査に関係した者に通知するとともに、必要に応じて通報者及び対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第 15 条 最高管理責任者は、不正使用があったと認められたときは、速やかに調査結果を公表するものとする。公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。ただし、個人情報又は知的財産の保護等のために公表しないことに合理的な理由がある場合には、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができるものとする。

2 公表事項について対象研究者等の意見があるときは、その意見を付して公表することができる。

3 最高管理責任者は、不正使用が認められなかったときは、調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が学外に漏洩していた場合は、当該調査結果を公表するものとする。

(委員会の事務)

第 16 条 委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て、教育研究支援センター事務部教育研究支援課で行う。

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、研究費等の不正使用に係る調査等の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。